小山工業高等専門学校研究紀要
第　42　号（2010）　1－ 10

国語学習の系統性(1)
―話すこと・聞くこと―

A System of Learning Japanese Language (1)
－Speaking, Listening－

井上　次夫
Tsugio INOUE

１．はじめに

平成20年3月28日に新学習指導要領（小学校学習指導要領、中学校学習指導要領）が告示された。また、平成21年3月9日には高等学校の新学習指導要領が告示された。今後、それぞれの移行期間を経て小学校は平成23年度、中学校は平成24年度、高等学校は平成27年度から全面実施されることになる。

さて、高等専門学校（以下「高専」と呼ぶ）の低学年においては文部科学大臣の検定を経た教科書を使用することが多いため、改訂された新学習指導要領に関する知見を得ておくことは有意義なことであると言えよう。そこで、本稿では、まず今次の学習指導要領の改訂を例としてその背景や位置づけを明らかにし、次に国語科におけるの改訂の要点を明らかにする。そして、新学習指導要領の特色の一つである小学校・中学校・高等学校を通じた国語科の目標及び内容の「系統性」に着目し、今回は「話すこと・聞くこと」領域について検討を行う。

２．第３の教育改革

２．１ 日本の状況

従来、およそ10年に1度、学習指導要領は改訂が行われてきた。今般の新学習指導要領は第8代、改訂としては第7次となる。因みに、前回の第6次改訂は平成10年、前々回の第5次改訂は平成元年であった。10年余の間には「十年一昔」のごとく社会が大きく変化し、その後の10年間の変化に対応する教育を考慮する必要が生ずるものと思われる。

さて、今次の改訂は、安彦忠彦(2008)によれば、「第3の教育改革」と言われる状況の中で行われた。つまり、歴史的に見れば、明治維新後の明治5年「学制」公布が第1の教育改革であり、第2次世界大戦後の昭和21年「日本国憲法」公布、翌年の「教育基本法」「学校教育法」公布が第2の教育改革である。そして、第3の教育改革とは平成18年の「教育基本法」の改正をいう。この第3の教育改革が求められた日本を取り巻く状況はおよそ次のようであった。

第1に、21世紀初頭、日本は先進国に並び、もはや前方にモデルとなる国を見ることができないという歴史的位置の変化が生じ、そこでは「記憶力」重視の教育より「思考力」重視の教育の実現が望まれるようになった。

第2に、子どもを取り巻く家庭・地域などの社会環境が自然環境も含めて大きく変容した結果、公教育だけでは済まないという教育的機能の喪失がさらに進行した。

第3に、OECD生徒の学習到達度調査(PISA)を始めとする国際学力調査における日本の子どもの学力が低下傾向にあることが明確となったため、いっそう「実生活・実社会に生きる力」の向上が望まれるようになった。

また、平成20年7月の洞爺湖サミットを控えており、「環境教育」への関心が強化される方向性が出ていたという[注1)]。

以上のような状況の中で、第7次の学習指導要領改訂は行われた。次に、「教育基本法」の改正から今次の改訂までを辿りたい。

２．２ 教育法規の改正

（１）「教育基本法」の改正

平成18年2月22日「教育基本法」は昭和22年3月31日の公布以来、約60年振りに改正された。これは、平成12年12月の「教育改革国民会議報告－教育を変える17の提言－」における「教育基本法」改正の必要性の提言、続く平成15年3月の中央教育審議会による「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」の答申を受けたものである。そして、「教育基本法」の第2条5号「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」を受け、新学習指導要領「国語」においては〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕が新設された。

（2）「学校教育法」の改正

「教育基本法」の改正を受け、「学校教育法」が平成19年6月27日に改正された。その改正のポイントは次の条項に見られる。

第30条②　生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

つまり、「学校教育法」で新たに規定された義務教育の目標を達成するため、基礎的・基本的な知識・技能の習得、活用する力及び思考力・判断力・表現力の育成、主体的な学習態度の養成に対する特別の留意が求められているのである。

（3）「学校教育法施行規則」の改正

「学校教育法」改正の後、「学校教育法施行規則」の改正が平成20年3月28日に行われ、同時に新学習指導要領が告示された。

なお、その直前の平成20年1月17日、中央教育審議会は平成17年2月の要請以来審議を続けてきた「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」の答申を文部科学大臣に提出している。この答申が今次の学習指導要領改訂の方針を明示しているため、次にその内容をみておく。

（4）中央教育審議会の答申

本答申では、国語科の改訂に関し、次のような「改善の基本方針」を示している。

国語については、その課題を踏まえ、小学校、中学校、及び高等学校を通じて、言語の教育としての立場を一層重視し、国語に対する関心を高め、国語を尊重する態度を育てるとともに、実生活で生きてはたらき、各教科の学習の基本ともなる国語の能力を身に付けること、我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てることに重点を置いて内容の改善を図る。

さらに、国語に関する「改善の具体的事項」として各学校段階に分けて述べているが、その要点は次の8点である[注2)]。

①教科目標の継承と実生活に生きる言語能力の育成
②3領域の言語活動の具体化
③言語事項の有機的関連付け
④伝統的な言語文化の伝承と創造
⑤国語の特質や役割の理解
⑥系統化の重視
⑦文字及び書写、敬語などの日常生活への結合
⑧読書活動の一層の重視

本稿では、上記⑥「系統化の重視」に着目していることは冒頭で述べた。

3．国語科改訂の要点

3．1 目標

（1）教科の目標

小学校・中学校の国語科の目標に変更は行われていない。以下、下線は筆者。

（小学校）国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。

（中学校）国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにし、国語に対する認識を深め国語を尊重する態度を育てる。

一方、高等学校の国語科の目標では次のように「思考力」の後に「想像力」を加えて改訂している。これは、小学校・中学校の国語科の目標との系統化を図ったものと思われる。

（高等学校）国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。

（２）各学年の目標

学習指導要領は、教科の目標に続き小学校・中学校では各学年の目標、高等学校では各科目の目標を順次掲げるが、ここでは例として小学校の場合を取り上げる。

小学校の各学年の目標は、各領域に対応して「能力の習得」と「態度の育成」に関する目標があることを明確に示している。

【各領域に関する目標】
Ａ　話すこと・聞くこと
　①話す能力　②聞く能力　③話し合う能力
　④話すこと・聞くこと全体にわたる態度
Ｂ　書くこと
　①書く能力　②書く態度
Ｃ　読むこと
　①読む能力　②読む態度

なお、各学年の目標は2学年まとめて3段階で示している。これは「児童の発達の段階や中学校との関連を配慮しつつ、学校や児童の実態に応じて各学年における指導内容を重点化し、十分な定着を図る」ためであるとしている[注3)]。

３．２ 内容

（１）内容構成

内容構成については、従来の3領域1事項の枠組みに変更はないが、従来の〔言語事項〕は新設の〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕に改められた。そこでは、我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てること、国語が果たす役割や特質についてまとまった知識を身に付けること、実際の言語活動において有機的に働くような能力を育てることに重点が置かれている。なお、これは中央教育審議会の答申(2.2(4)参照)を反映したものである。

また、従来の「3.内容の取扱い」に示されていた言語活動例は「2.内容」の(2)として格上げされて位置づけられた。これは、各学年の「内容」の指導に際しては「内容」の(1)で示した指導事項を(2)の記録・説明・報告・紹介・感想・討論などの言語活動例を通して指導することをいっそう重視したためである。この結果、内容構成は各領域を通じ、(1)指導事項、(2)言語活動例という2段構成になった。

（２）内容（３領域１事項）

ここでも便宜上、小学校の場合を中心に述べるが、中学校・高等学校においてもその要点は変わらない。さて、「内容」の改訂のポイントとしては次の6点が挙げられる[注3)]。

①学習過程の明確化

自ら学び、課題を解決していく能力の育成を重視し、指導事項については学習過程が明確になるようにされた。

②言語活動の充実

日常生活や他教科の学習などで基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を探求できる国語の能力を身に付けられるように言語活動例が具体的に示された。

③学習の系統性の重視

学校段階・学年段階ごとに児童生徒の発達を踏まえた系統性が重視された。系統的・段階的に上の学年につながりながら、螺旋的・反復的に繰り返して学習することによる能力の確実な定着が意図されている。

④伝統的な言語文化に関する指導の重視

昔話・神話、短歌・俳句、古文・漢文などへの理解を深め、生涯を通して古典に親しむ態度を育成するように伝統的な言語文化を学ぶ指導が重視された。

⑤読書活動の充実

読書に親しみ、ものの見方、感じ方、考え方を広げたり深めたりするように読書活動が「内容」の中に位置づけられた。

⑥文字指導の内容の改善

日常生活、他教科の学習活動、情報機器の活用、読書活動の充実のために、児童の日常生活の実

態に即して、より効果的に文字の学習が進むように改善された。

本稿では、上記③「学習の系統性の重視」に着目している。次章では、その観点から「話すこと・聞くこと」領域について検討する。

４．「話すこと・聞くこと」領域

最初に、小学校・中学校における「話すこと・聞くこと」領域の学習の系統化について検討し、その後、高等学校の場合を検討する。

４．１ 小学校・中学校の「目標」

各学年の目標が小学校では2学年ごとにまとめて3段階、中学校では1学年ごとに3段階で示される。そこに示された「話すこと・聞くこと」に関する目標をみていく。なお、丸数字、下線は筆者が付けた。以下、同じ。

【小学校】

〔第１学年及び第２学年〕

①相手に応じ、
②身近なことなどについて、
③事柄の順序を考えながら話す能力、
④大事なことを落とさないように聞く能力、
⑤話題に沿って話し合う能力を身に付けさせるとともに、
⑥進んで話したり聞いたりしようとする態度を育てる。

〔第３学年及び第４学年〕

①相手や目的に応じ、
②調べたことなどについて、
③筋道を立てて話す能力、
④話の中心に気を付けて聞く能力、
⑤進行に沿って話し合う能力を身に付けさせるとともに、
⑥工夫をしながら話したり聞いたりしようとする態度を育てる。

〔第５学年及び第６学年〕

①目的や意図に応じ、
②考えたことや伝えたいことなどについて、
③的確に話す能力、
④相手の意図をつかみながら聞く能力、
⑤計画的に話し合う能力を身に付けさせるとともに、
⑥適切に話したり聞いたりしようとする態度を育てる。

いずれも、前段の①②で相手・目的・意図や話題内容を示し、③～⑤で「話す能力」「聞く能力」「話し合う能力」の習得を述べる。そして、後段の⑥で「話したり聞いたりする態度」の育成について述べている(3.1(2)参照)。

次に、中学校の目標をみる。

【中学校】

〔第１学年〕

①目的や場面に応じ、
②日常生活にかかわることなどについて
③構成を工夫して話す能力、
④話し手の意図を考えながら聞く能力、
⑤話題や方向をとらえて話し合う能力を身に付けさせるとともに、
⑥話したり聞いたりして考えをまとめようとする態度を育てる。

〔第２学年〕

①目的や場面に応じ、
②社会生活にかかわることなどについて
③立場や考えの違いを踏まえて話す能力、
④考えを比べながら聞く能力、
⑤相手の立場を尊重して話し合う能力を身に付けさせるとともに、
⑥話したり聞いたりして考えを広げようとする態度を育てる。

〔第３学年〕

① 目的や場面に応じ、
② 社会生活にかかわることなどについて
③ 相手や場に応じて話す能力、
④ 表現の工夫を評価して聞く能力、
⑤課題の解決に向けて話し合う能力を身に付けさせるとともに、
⑥話したり聞いたりして考えを深めようとする態度を育てる。

中学校においても、小学校と同一構造の文章により、「話すこと・聞くこと」が行われる「条件(①②)」、その「能力の習得(③～⑤)」と「態度の育成(⑥)」について述べており、小学校と中学校の各学年の目標を通じての系統化を重視していることが分かる。

４．２ 小学校・中学校の「内容」

（１）指導事項

小学校・中学校の「話すこと・聞くこと」の指導事項は次の4点から構成されている。

①話題設定や取材に関する指導事項
②話すことに関する指導事項
③聞くことに関する指導事項
④話し合うことに関する指導事項

上記①は児童生徒が何を話題として取り上げ、その題材をどう取材するか、②～④は児童生徒が設定された話題に関し、話すこと、聞くこと、話し合うことをそれぞれどのように行うかに関する指導事項が示されている。

①の話題設定からみると、小学校では「身近なことや経験したこと」から「関心のあること」「考えたことや伝えたいこと」へと内容の抽象度を上げ、中学校では「日常生活」から「社会生活」へと設定の場を広げる。一方、取材については、小学校では「思い出すこと」から「調べ、要点をメモすること」「収集した知識や情報を関係付けること」へと活動を広げる。そして、中学校では、題材を「人との交流を通して集め整理すること」から「多様な方法で集め整理すること」へ広げ、さらに「自分の経験や知識を整理して考えをまとめ」ることとする。

次に、②の「話すこと」については、小学校における話すことの「構成、内容、言葉遣い、発音、発声、共通語」などから、中学校での「構成、展開、言葉遣い、資料や機器の活用、敬語」（下線は筆者）などへと共通部分を含みつつ指導事項が広がっており、系統的・段階的につながりながら螺旋的・反復的に学習されるよう系統化されていることが分かる。

また、③の「聞くこと」については、小学校では聞く対象が「大事なこと」から「話の中心」「話し手の意図」へと深められ、聞く目的が「興味」や「質問したり感想を述べたりすること」から「自分の意見と比べるなどして考えをまとめること」へと高められる。そして、中学校では聞くときの注意点を話の「内容」から「構成や展開」「表現の仕方」へと広げ、聞く目的を「自分の考えと比較すること」から「自分のものの見方や考え方を深めたり、表現に生かしたりすること」へと深めている。

最後に、④の「話し合うこと」については、高校「国語総合」ではその目的が「課題を解決したり考えを深めたりするため」と示されている。つまり、課題の解決、思考の深化の2点が話し合う目的として規定されている。その目的が達成できるようになるために、小学校では「集中して聞き、話題に沿って話し合うこと」から「考えの共通点や相違点を考え、司会や提案などの役割を果たしながら、進行に沿って」「立場や意図をはっきりさせながら、計画的に話し合うこと」へと広げていく。そして、中学校では「自分の考えをまとめ」「広げること」から「課題の解決に向けて互いの考えを生かし合うこと」へと高めていくのである。

このように、小学校・中学校の「話すこと・聞くこと」領域の指導事項は系統化されているため、各学年の指導に際しては前の学年の指導を踏まえながら、後の学年の指導につながるように位置づけた指導を行う必要がある。表1（次頁）に小学校高学年から中学校段階までの指導事項の系統表を示した。

（２）言語活動例

内容(2)には、内容(1)の指導事項を指導する際の具体的な言語活動が例示されている。「話すこと」と「聞くこと」とが一体化して考えられるように、小学校では説明や報告したり、それらを聞いての感想・意見・助言・提案、そして質問・応答・協議・討論などの「知的な言語活動例」を示すとともに、挨拶・連絡・紹介・推薦をしたり図表や絵、写真などを基に話したり聞いたりするなどの「伝え合う言語活動例」が示されている[注4)]。

中学校でも同様に、報告や紹介、説明・発表・スピーチをしたり、それらを聞いて質問・助言をしたりすること、対話・討論を行うなどの言語活動例が示されている。

４．３ 高等学校の「目標」と「内容」

（１）目標

高等学校の国語では教科の目標に続いて、科目ごとにその目標が示される。ここでは、小学校・中学校との国語学習の系統性が高いと言える新学習指導要領の「国語総合」と「国語表現」の

表１　小学校・中学校「内容(1)指導事項」の系統表

	話題設定や取材	話すこと	聞くこと	話し合うこと
小学校第５及び第６学年	ア　考えたことや伝えたいことなどから話題を決め、収集した知識や情報を関係付けること。	イ　目的や意図に応じて、事柄が明確に伝わるように話の構成を工夫しながら、場に応じた適切な言葉遣いで話すこと。 ウ　共通語と方言との違いを理解し、また、必要に応じて共通語で話すこと。	エ　話し手の意図をとらえながら聞き、自分の意見と比べるなどして考えをまとめること。	オ　互いの立場や意図をはっきりさせながら、計画的に話し合うこと。
中学校第１学年	ア　日常生活の中から話題を決め、話したり話し合ったりするための材料を人との交流を通して集め整理すること。	イ　全体と部分、事実と意見の関係に注意して話を構成し、相手の反応を踏まえながら話すこと。 ウ　話す速度や音量、言葉の調子や間の取り方、相手に分かりやすい語句の選択、相手や場に応じた言葉遣いなどについての知識を生かして話すこと。	エ　必要に応じて質問しながら聞き取り、自分の考えとの共通点や相違点を整理すること。	オ　話合いの話題や方向をとらえて的確に話したり、相手の発言を注意して聞いたりして、自分の考えをまとめること。
中学校第２学年	ア　社会生活の中から話題を決め、話したり話し合ったりするための材料を多様な方法で集め整理すること。	イ　異なる立場や考えを想定して自分の考えをまとめ、話の中心的な部分と付加的な部分などに注意し、論理的な構成や展開を考えて話すこと。 ウ　目的や状況に応じて、資料や機器などを効果的に活用して話すこと。	エ　話の論理的な構成や展開などに注意して聞き、自分の考えと比較すること。	オ　相手の立場や考えを尊重し、目的に沿って話し合い、互いの発言を検討して自分の考えを広げること。
中学校第３学年	ア　社会生活の中から話題を決め、自分の経験や知識を整理して考えをまとめ、語句や文を効果的に使い、資料などを活用して説得力のある話をすること。 イ　場の状況や相手の様子に応じて話すとともに、敬語を適切に使うこと。		ウ　聞き取った内容や表現の仕方を評価して、自分のものの見方や考え方を深めたり、表現に生かしたりすること。	エ　話合いが効果的に展開するように進行の仕方を工夫し、課題の解決に向けて互いの考えを生かし合うこと。

表２　高等学校「内容(1)指導事項」の系統表[注５)]

		話題設定や取材	話すこと	聞くこと	話し合うこと
高等学校	国語総合	ア　話題について様々な角度から検討して自分の考えをもち、根拠を明確にするなど論理の構成や展開を工夫して意見を述べること。			ウ　課題を解決したり考えを深めたりするために、相手の立場や考えを尊重し、表現の仕方や進行の仕方などを工夫して話し合うこと。
			イ　目的や場に応じて、効果的に話したり的確に聞き取ったりすること。		
	国語表現	ア　話題や題材に応じて情報を収集し、分析して、自分の考えをまとめたり深めたりすること。	エ　目的や場に応じて、言葉遣いや文体など表現を工夫して効果的に話したり書いたりすること。		イ　相手の立場や異なる考えを尊重して課題を解決するために、論拠の妥当性を判断しながら話し合うこと。

（注）　指導事項としてはその他、「国語総合」にエ、「国語表現」にウ、オ、カがある。

2科目を取り上げる。まず、必履修科目である「国語総合」の目標は、教科である「国語」の目標とまったく同じあり、そこには小学校・中学校の目標との系統性を認めることができる(3.1(1)参照)。一方、「国語表現」の目標は理解よりも表現の能力に重点を置いているが、基本的には小学校・中学校の目標との系統性を認めることができる。

（国語総合）国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。

（国語表現）国語で適切かつ効果的に表現する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を伸ばし、言語感覚を磨き、進んで表現することによって国語の向上や社会生活の充実を図る態度を育てる。

ところが、高等学校では小学校・中学校のように「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」という領域別の目標が示されない。このため、領域ごとに示された小学校・中学校の各学年の目標（特に、中学校第3学年の目標）との比較が難しい[注5)]。国語学習の系統性という観点からは高等学校においても小学校・中学校と同様の領域別の目標を示し、整合性を保つことが検討されてよいのではないかと思われる。

（２）内容

表2の「話題設定や取材」からみると、選択科目の「国語表現」では「話題や題材に応じて情報を収集し、分析し」と取材に関する指導事項があるのに対し、必履修科目の「国語総合」ではそのような記述がなく、小学校・中学校からの系統性を認めることができない。

次に、「話すこと」については「国語総合」では「論理の構成や展開を工夫して意見を述べること」(下線は筆者、以下同じ)、「国語表現」では「目的や場に応じて、言葉遣いや文体など表現を工夫して効果的に話したり」とあるように小学校・中学校からの系統性が認められる。

「聞くこと」については、「国語総合」は「目的や場に応じて、効果的に話したり的確に聞き取ったりすること」と簡略に示す程度であり、「国語表現」ではまったく言及がない。

最後に、「話し合うこと」については既に述べたとおり(4.2(1)参照)、「国語総合」では課題の解決、思考の深化という話合いの2つの目的を明示している。そこで、その目的の達成に向けて、話合いでは「進行の仕方(中学校第3学年)」に「表現の仕方(国語総合)」を加えて工夫することを

示し、また「論拠の妥当性を判断しながら(国語表現)」話合いを行うことになっている。

なお、表2を見ると明らかなように、高校の場合、小学校・中学校と比べ、指導事項がじゅうぶんに整理されているとは言いがたい。

(3) 言語活動例

「国語総合」の言語活動としてはスピーチ・説明・報告・発表、話合い・討論など、「国語表現」では発表・討論・紹介・連絡・依頼などを例示している。すなわち、同じ名目の言語活動であっても小学校・中学校及び各学年段階での目標に応じた水準の言語活動として行い、それを高等学校に至るまで螺旋的・反復的に繰り返し学習することになっている。今後は、その言語活動の質的内容までを明確化する必要があるのではないかと思われる。

4．4 「国語総合」の「目標」と「内容」

新学習指導要領において高等学校国語の科目編成は表3のようになった。これまで「国語表現Ⅰ」及び「国語総合」のうちから1科目とされていた必履修科目は、「国語総合」1科目に限定されている。〇印は必履修科目を表す。

表3　高等学校国語の科目・標準単位数

改訂(新) 科　目	標準 単位数	現行(旧) 科　目	標準 単位数
〇国語総合	4	〇国語表現Ⅰ	2
国語表現	3	国語表現Ⅱ	2
現代文A	2	〇国語総合	4
現代文B	4	現代文	4
古典A	2	古典	4
古典B	4	古典講読	2

したがって、今後、すべての高校生が共通に履修することになる「国語総合」における「話すこと・聞くこと」領域について、ここで改めて検討する。

(1) 目標

4.3で述べたように、「国語総合」の目標は中学校国語の教科の目標との系統性は見られるが、「話すこと・聞くこと」の目標との対応関係は示されない。今後、対応関係を明示し、その系統化を図ることが望まれる。

(2) 内容

「内容」における指導事項では「話題設定や取材」に関する記述が見られない一方、小学校・中学校と対応するように「話すこと」「聞くこと」「話し合うこと」に関する指導事項がア～ウに示されている(表2参照)。

図1 「話すこと・聞くこと」の指導事項

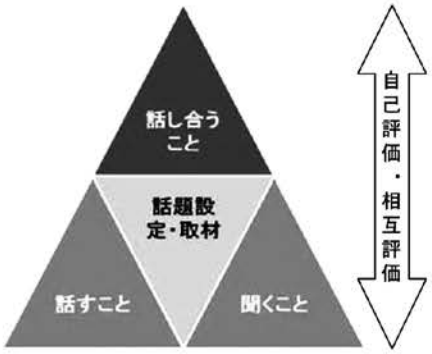

さらに、それらの「評価」に関する事項として「エ 話したり聞いたり話し合ったりしたことの内容や表現の仕方について自己評価や相互評価を行い、自分の話し方や言葉遣いに役立てるとともに、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにすること」(下線は筆者)を挙げている。

よって、「国語総合」においては「話題設定や取材」について指導することは当然のことながら、「話すこと」「聞くこと」「話し合うこと」及びそれらを「評価する」活動の指導に当たる必要がある。また、このような学習過程の明確化によって高校生は「話すこと・聞くこと」に関する一連の学習に自ら見通しを持って取り組むことができるようになっていると言える。

(3) 言語活動例

「国語総合」の言語活動例をみると、この箇所に「ア 状況に応じた話題を選んで」「イ 調査したことをまとめて」のように「話題設定や取材」に関する指導事項に該当する記述がある。この

記述は、小学校・中学校の場合と対応するように「内容」(1)指導事項の箇所にあることが望ましいのではないかと思われる。

以上、「国語総合」の「話すこと・聞くこと」についてみたが、次章では高専の国語学習の立場から考察を行う。

5．高専での「話すこと・聞くこと」

高専では第1学年の国語は多くが3単位であり、通常、「国語総合（4単位）」の教科書を使用している。新学習指導要領では「国語総合」における「話すこと・聞くこと」の言語活動には15～25単位時間程度を配当し計画的に指導することとあるので、高専（3単位）の場合、配当時間は11～19時間程度となる。

しかし、実態はどうであろうか。平成20年度に筆者が担当した本校の第1学年国語の授業（電気情報工学科・物質工学科・建築学科）を例に実態を検証してみる。

「話すこと・聞くこと」自体の意義や方法を取り上げた授業は前期と後期に各1時間、現代文分野(井上ひさしの小説「ナイン」)での主題に関わる話合いが2時間、年間を通じて授業中に随時行った座席の隣接ペアによる1分間程度の話合いが合計約1時間、それに平生の授業での教師との問答による時間が加わる程度であり、目安の年間11時間には及ばないと思われる。この実態からすれば、今後、学生自身による「話すこと」の言語活動の充実が時間と内容の両面で必要である。また、「聞くこと」については教師の話を除き、他の学生の話(スピーチや報告など)を聞く機会がほとんどないため、いっそう学生自身が行う「話すこと」の充実が求められる状況であると言える。

さて、「話し合うこと」に関する指導事項については、「話すこと・聞くこと」が一方向的であるのに対し、「話し合うこと」は双方向的である。通常、「話し合うこと」が行われる話合いの場では、課題の解決、思考の深化を目的として、相手の立場や異なる考えを尊重しながら、複数のメンバー間で相互に「話すこと・聞くこと」が繰り返されつつ進行していく。特に、現代的ニーズの高いコミュニケーション能力の育成が求められている高専の国語では、この話合い(協議、討議)を授業で取り上げ、次のような学習の組織化が必要であると考える。

図2 「話合い」学習の組織化

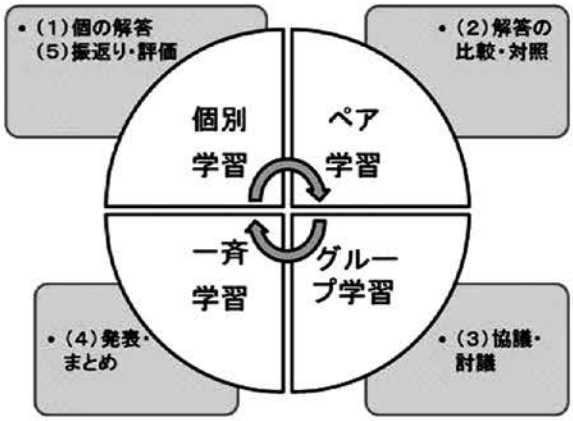

(1)個別学習：すべての学習は基本的に個別学習でなければならない。したがって、話合いの学習においても、学生はまず話題や課題に対し自らの考え・意見という「個の解答」を持つことが必要である。これは、次のペア学習段階での素材ともなる。

(2)ペア学習：個別学習の後、2人1組のペア学習へと進む。ペア学習では「個の解答」を口頭で発表し、解答の比較・対照を行うが、「ペアとしての解答」は求めない。ペア学習は最小の集団学習であり、個別学習からの移行がしやすく、また、隣席ペアも簡便に組めるという長所がある。ペア学習の後に個別学習へ戻ることも可能だが、ペア学習からは次の段階であるグループ学習への移行も容易である。

(3)グループ学習：ここでは課題解決を図る「協議」や考えを深める「討議」が行われる[注6)]。グループ学習は、国語の話合いの場合、基本的に4人編成とする。学級成員数の都合や欠席者がいる場合などは3人又は5人編成のグループが生ずる。なお、筆者の経験上、6人以上のグループ編成を行った場合、1人あたりの発言の回数や時間が少なくなり、グループの一体感が希薄になりやすく機能的ではないと思われる。グループ学習では、基本的に前段階で行ったペア学習の経験を基に話合いを行えばよいため、「個の解答」を出しやすい。しかし、「グループとしての意見」をまとめるためには、表現の仕方に加えて進行の

の仕方にも工夫が必要となる。

(4)一斉学習：一斉学習では、各グループの代表者が「グループとしての意見」を学級全体に向けて発表する。その際、必要に応じて質疑応答を行うこともあるが、基本的には司会者(教員又は学生)が発表会を進行し、「学級全体の意見」をまとめる。

(5)再度の個別学習：従来、上述の(1)～(4)で話合い活動は終わることが多かったように思われるが、今後は一斉学習の後、さらに各個人がそれまでの学習を振り返り、「評価する」活動を行う個別学習が重要となる。評価は、例えば、「自分の考えや意見を持てたか」「自分から進んで話せたか」「相手の話を真剣に聞けたか」などの自己評価や「相手の考えや意見は明確であったか」「相手は自分の話を真剣に聞いたか」「話合いで課題は解決したか」などの相互評価を工夫して行う。なお、評価する活動は評価する能力を培う場ともする必要がある。そして、このような個別学習に始まり個別学習で終わる話合い活動をこれからの高専国語の学習では重視し、早急に組織化しなければならない。

以上、高専における「話すこと・聞くこと」のうちの話合い学習を例に述べたが、図2に示した学習の組織化は、さまざまな学習において応用できる基本的なものである。

6．おわりに

本稿では、今般行われた学習指導要領の改訂を契機に、第7次学習指導要領改訂の背景と位置づけについて明らかにした。また、小学校・中学校から高等学校、そして高専の国語に至るまでの「話すこと・聞くこと」領域の系統性に着目し、焦点を当て具体的な検討を行った。そして、高専の国語においてはコミュニケーションの基本となる話合いの学習を早急に組織化する必要があることを提言した。このような学習の組織化は、「話すこと・聞くこと」のみならず「書くこと」「読むこと」においても実践することが重要であると考えているが、その詳細については稿を改めて論ずることとしたい。

注

1）文献(1)pp. iv-vi 。
2）文献(2)pp.11-12、文献(5)pp.9-10、文献(7)pp.20-22など。
3）文献(10)pp.7-8。
4）文献(5)pp.24-25。
5）表2は、表1と対応するように「話題設定や取材」「話すこと」「聞くこと」「話し合うこと」の項目を立て、該当すると思われる指導事項を筆者が適宜、割り当てて作成した。
6）「協議」と「討議」の区別は文献(5)p.23。

参考・引用文献

(1)安彦忠彦監修、寺井正憲・吉田裕久『小学校学習指導要領の解説と展開国語編』教育出版(2008)
(2)新しい国語教育を創造する会『小学校新学習指導要領の展開国語科編』明治図書(2008)
(3)井上次夫「高専国語におけるグループ学習」『高専教育』33（2010）
(4)甲斐睦朗監修、松川利広・櫻本明美『国語科教育の理論と実践』現代教育社(1999)
(5)国語力向上モデル研究会『平成20年版小学校新学習指導要領ポイントと授業づくり国語』東洋館出版社
(6)児島邦宏『小学校学習指導要領平成10年12月告示』時事通信社(1999)
(7)全国大学国語教育学会『新たな時代を拓く小学校国語科教育研究』学芸図書(2009)
(8)田近洵一・井上尚美・大熊徹『教員養成基礎教養シリーズ新版小学校国語科授業研究』教育出版(2001)
(9)文部科学省『小学校学習指導要領』東京書籍(2008)
(10)文部科学省『小学校学習指導要領解説国語編』東洋館出版社(2008)
(11)文部科学省『中学校学習指導要領解説国語編』東洋館出版社(2008)

小山工業高等専門学校　一般科
E-mail : inoue@oyama-ct.ac.jp

「受理年月日　2009年9月30日」